

(別紙)

松山市庁舎本館設備更新型ESCO事業

リスク・責任分担表

凡例：○…リスク負担者

双方に○が附されている項目に関しては協議により負担する。

▲が附されている項目に関しては対応方法に記載した一定割合を負担する。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本市	事業者		
共通	募集要領の誤り	○		募集要領の記載事項に重大な誤りがあった場合は、本市が責任をもって対応する。	
	燃料費・光熱水費削減保証の未達		○	燃料費・光熱水費削減保証額とその検証方法を計画書に示し、これが達成できない場合は、事業者が負担する。負担する範囲・条件・方法等は計画書等に明記する。	
	安全性の確保		○	事業者の責任において安全性を確保することを計画書等に明記する。	
	環境の保全		○	事業の実施によって騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・光・臭気など、環境を損なう事象が予想される場合は、事業者の責任においてその発生を未然に防止する。	
	制度の変更	消費税の変更	○		制度の変更により稼働状況、収益性等が変化した場合、ベースラインの見直しを行う。ベースラインの見直しにより生じる損失については、本市が行う制度変更の場合及び事業実施そのものに関する制度変更の場合は本市が負担し、これ以外の一般的な制度変更の場合は事業者が負担する。 <本市がリスクを負うべき項目> ・収益関係以外の税の税率変更 ・新規に導入される税 <事業者がリスクを負うべき項目> ・収益関係税の税率変更 ・事業遂行に必要な有資格者の変更
		市税、サービス享受に伴う税、当該事業方式に係る税	○		
		収益目的の事業実施に伴う税、消費税以外の税に関するもの		○	
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの	○		建設期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費及び損失、並びに事業中止により発生する全ての経費については、本市が負担する。
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○	建設期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費及び損失、並びに事業中止により発生する全ての経費については、本市に責がある場合は本市が、事業者に責がある場合は事業者が負担する。
		施設建設に必要な許可等のうち、事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの		○	サービスの開始、終了時期を変更し、この間に発生する本市の損失は事業者が負担する。
本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの		○		サービスの開始、終了時期を変更し、この間に発生する事業者の損失は本市が負担する。	
事業者の事業放棄、破綻によるもの			○	事業者は、本市の承諾を得て新たな事業者により事業を引き継ぐ。	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本市	事業者		
計画・設計関連	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	▲	一定額又は一定割合(1/100)を事業者が負担し、これ以外を本市が負担する。又は、協議事項とする。不可抗力終結までの間、権利・義務を留保する。
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	計画の変更を行う場合、事業が継続可能であれば計画・設計に要する増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまで要した経費を双方話し合いの上負担する。
	設計変更	本市の提示条件、指示等の不備によるもの	○		設計変更に関わる経費を本市が負担する。設計変更を受け、事業者が提案内容の修正を行い、本市と協議した上で、設計変更に伴う施工内容及びその経費、燃料費・光熱水費削減保証の変更を行うこととする。
		事業者の判断等の不備によるもの		○	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、燃料費・光熱水費削減保証の変更は、本市が認める範囲で行うことができる。ただし、変更内容を合意できない場合は、本市は契約を終了することができ、設計に要した経費及び契約終了に伴う経費を事業者が負担する。
	応募コスト	応募コストの負担		○	応募コストは事業者負担とする。
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	○		ESCO設備等が完成し、検査の合格後、事業者からの請求により改修工事等サービス料（設計費・施工費等）を支払う。
建設関連	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○	事業者の責任により、交渉、賠償の責務を負う。
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	▲	一定額又は一定割合(1/100)を事業者が負担し、これ以外を本市が負担する。又は、協議事項とする。不可抗力終結までの間、権利・義務を留保する。一定期間経過後に終結しない場合は契約解除とし、双方は互いに義務を負わない。
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	建設の変更を行う場合、事業が継続可能であれば変更に伴う増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでに要した経費を双方話し合いの上負担する。
	立入り許可	必要な施設への立入り許可	○		事業者は履行場所に立ち入ることができる。ただし、立入り範囲、届出などの条件をつける。
	設計変更	本市の提示条件、指示等の不備によるもの	○		設計変更に関わる経費を本市が負担する。設計変更を受け、事業者が提案内容の修正を行い、本市と協議した上で、設計変更に伴う施工内容及びその経費、燃料費・光熱水費削減保証の変更を行うこととする。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法	
		本市	事業者		
建設 関連	設計変更	事業者の判断等の不備によるもの		○	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、燃料費・光熱水費削減保証の変更は、本市が認める範囲で行うことができる。ただし、変更内容を合意できない場合は、本市は契約を終了することができ、設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を事業者が負担する。
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工		○	サービス開始・終了時期の延期を行う。遅延に伴い経済的な損失が生じた場合は本市が負担する。
		事業者の責による工事遅延・未完工		○	サービス開始・終了時期の延期を行う。遅延に伴い経済的な損失が生じた場合は事業者が負担する。
	工事費増大	本市の指示等による工事費の増大		○	工事費の増加分は本市が負担する。燃料費・光熱水費削減保証等に関わる計画書の変更が必要な場合は、双方誠意をもって協議する。
		事業者の不備等による工事費の増大		○	工事費の増加分は事業者が負担する。燃料費・光熱水費削減保証等に関わる計画書の変更が必要な場合は、双方誠意をもって協議する。
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	事業者は要求仕様を満たす工事変更を行い、これに要する経費を負担する。
	一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○	事業者は工事目的物を計画仕様に適合するよう補修又は取替えを行い、これに要する経費を負担する。
引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害			○	事業者は損害を与えた施設の現状復旧を行い、これに要する経費を負担する。	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	ESCO設備等が完成し、検査の合格後、事業者からの請求により改修工事等サービス料（設計費・施工費等）を支払う。	
支払 関連	支払遅延・不能	本市の責による支払いの遅延・不能によるもの		○	支払いが遅延する場合は、当該未払い金額につき、契約締結時点での「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を適用して計算した額の遅延利息を本市が事業者に支払う。また、この間の燃料費・光熱水費削減保証は免責されるものとする。
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○	事業者の責務において計測・検証報告が遅延する場合は、本市は事業者へのサービス料の支払いを留保することができる。この際、サービス料の支払いの留保に伴う事業者の損失は事業者が負担する。
	燃料費・光熱水費削減保証行為の不履行		○	事業者から本市への燃料費・光熱水費削減保証未達成に係る支払いが遅延した場合には、当該未払い金額につき、契約締結時点での「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を適用して計算した額の遅延利息を事業者が支払う。	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本市	事業者	
計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○		当該施設の用途変更等により計画した経費削減が実現しない場合は、ベースラインの見直しを行うことができる。この際、ベースラインを見直した結果、計画した事業採算性が失われる場合は、サービス料の変更等について協議する。
	事業者が必要と考える計画変更		○	事業者は、燃料費・光熱水費削減保証を達成するために再改修工事が必要と認められる場合は、事業者の負担により再改修工事を行うことができる。この際的设计・施工に係る契約条件は当初の契約内容と同等とする。
ESCO設備の損傷	本市の過失又は本市の施設に起因するESCO設備の損傷	○		本市の責によるESCO設備の損傷は本市からの依頼により事業者が修復し、これに要する経費は本市が負担する。
	事業者の故意・過失に起因するESCO設備の損傷		○	事業者の責によるESCO設備の損傷は事業者が責任をもって修復し、これに要する経費は事業者が負担する。
計測・検証関連	契約不適合責任		○	ESCO設備等の性能・品質等が契約内容に適合しない場合、事業者は計画書の仕様に従ってESCO設備等の補修・改修を行う。その際、当該設備等の補修・改修に要する経費は事業者が負担する。
	計測・検証		○	計測・検証報告に疑義が認められる場合は、双方協議した上で、本市は第三者に計測・検証業務を委託することができる。第三者の計測・検証の結果、事業者の計測・検証の誤りが確認された場合は、当該第三者委託の経費は事業者が負担する。
	計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能	○		計測・検証に必要な本市からの情報提供が遅延した場合又は不可能な場合、本市は定められた事業費（計測・検証に関わる費用）を事業者に支払う。
ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○		機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更が認められた場合は、双方話し合いの上ベースラインを変更することができる。
	気候の大幅な変更	○		気候が大幅に変動した場合は、双方話し合いの上ベースラインを変更することができる。
	燃料費・光熱水費単価の変動	○		燃料費・光熱水単価が変動した場合は、双方話し合いの上ベースラインを変更することができる。
	上記以外の変動要因の場合	○	○	上記以外の事由により計画書に示す経費削減の大幅な変化が認められた場合は、双方誠意をもって対応方法を協議する。